

簡易な扶養控除等申告書に関するFAQ（源泉所得税関係）

このほど、国税庁より、簡易な扶養控除等申告書に関するFAQが公表されました。令和5年度の税制改正により、従業員等が会社に提出する扶養控除等申告書の記載事項に前年分から異動がない場合には、その記載に代えて異動がない旨の記載で済ませることができます。このFAQは、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する扶養控除等申告書から提出できることとなる「簡易な扶養控除等申告書」の取扱いについて、一般的な質問を取りまとめたものです。公表されているFAQの中からご紹介させていただきます。

改正の概要

問 令和5年度税制改正により、簡易な申告書が創設されたと聞きましたが、この改正の概要を教えてください。

〔答〕 源泉徴収手続の簡素化を図り納税者利便を向上させる観点から、給与等の支払者へ提出する扶養控除等申告書及び「従たる給与についての扶養控除等申告書」に記載すべき次の事項がその年の前年にその支払者に提出した扶養控除等申告書等に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。この前年から異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。

- (1) 給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項
 - イ 給与等の支払者の氏名又は名称
 - ロ 所得者が特別障害者若しくはその他の障害者又は勤労学生に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
 - ハ 同一生計配偶者又は扶養親族のうち同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合には、その同一生計配偶者又は扶養親族に関する事項
 - ニ 源泉控除対象配偶者に関する事項
 - ホ 控除対象扶養親族に関する事項
 - ヘ 2以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名
 - ト 上記ハの同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は二の源泉控除対象配偶者（上記ヘの場合に該当するときは、上記ヘの源泉控除対象配偶者に限ります。）が非居住者である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実
 - チ その他の事項
- (2) 従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項
 - イ 従たる給与等の支払者の氏名又は名称
 - ロ 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に関する事項
 - ハ 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族のうち、その従たる給与等の支払者から支払を受ける給与等について徴収される所得税の額の計算の基礎としようとするものの氏名
 - ニ 上記ハの源泉控除対象配偶者が非居住者である親族である場合にはその旨並びに上記ハの控除対象扶養親族が非居住者である場合にはその旨及び控除対象扶養親族に該当する事実
 - ホ その他の事項

問 簡易な申告書は、いつから提出できるようになるのですか。

〔答〕 令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する扶養控除等申告書から提出することができます。

簡易な申告書を提出できる場合等

問 従業員から簡易な申告書の提出を受けようとする場合に留意すべきことはありますか。

〔答〕 簡易な申告書は、従業員の方から提出を受ける扶養控除等申告書に記載すべき事項が、その従業員の方から前年に提出を受けた扶養控除等申告書（前年の途中で異動申告書の提出を受けた場合は前年の最後に提出を受けた異動申告書。以下同じです。）に記載された事項から異動がない場合に提出を受けることができるものです。また、給与等の支払者は、この簡易な申告書の提出を受けた場合には、前年に提出を受けた扶養控除等申告書に記載された事項がその簡易な申告書に記載されているものとして、源泉徴収事務を行うこととなります。

このため、簡易な申告書の提出を受けようとする給与等の支払者は、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容が把握できるようにしておく必要があります（注）。

(注) 給与等の支払者は、連年簡易な申告書の提出を受けた場合においても適正に源泉徴収事務を行うことができるよう、従業員の方から提出を受けた扶養控除等申告書を、システムを使用してその申告データを管理する又は書面でその申告書の管理をするなど、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容を確認できるようにしておく必要があります。

問 前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合とは、どのような場合をいいますか。

〔答〕 給与等の支払者に提出しようとする扶養控除等申告書に記載すべき事項の全てが、その給与等の支払者に前年に提出した扶養控除等申告書に記載した内容から異動がない場合をいいます。

なお、控除対象扶養親族の所得の見積額に変動があった場合等のうち一定の場合には異動がないものとして取り扱って差し支えありません。

(注) 前年は控除対象扶養親族に該当していた親族が、本年は控除対象扶養親族に該当しない親族となる場合など、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項について、本年は記載を要しなくなった場合は、異動があったものとなりますので、簡易な申告書を提出することはできません。

問 源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族の所得の見積額などは、年によって変動する可能性が高い事項ですが、その所得の見積額の変動が少額な場合でも異動があったものとなるのですか。

〔答〕 前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合とは、給与等の支払者に提出しようとする扶養控除等申告書に記載すべき事項の全てが、前年にその給与等の支払者に提出した扶養控除等申告書に記載した内容から異動がない場合をいいます。

ただし、その年及び前年の両方において次のような場合に該当するときは、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がないものとして取り扱って差し支えありません。

(1) 源泉控除対象配偶者の所得の見積額が 95 万円以下である場合

(例) 「源泉控除対象配偶者」の前年の所得の見積額は 30 万円(給与収入 85 万円)であったが、本年の所得の見積額は 40 万円(給与収入 95 万円)となる場合

(2) 次に掲げる人の所得の見積額が 48 万円以下である場合

イ 控除対象扶養親族及び年少扶養親族

(例) 控除対象扶養親族である子の前年の所得の見積額は 45 万円(給与収入 100 万円)であったが、本年の所得の見積額は 10 万円(給与収入 65 万円)となる場合

ロ 障害者である同一生計配偶者のうち、控除対象配偶者に該当しない人

(例) 控除対象配偶者に該当しない障害者である同一生計配偶者の前年の所得の見積額は 20 万円(給与収入 75 万円)であったが、本年の所得の見積額は 48 万円(給与収入 103 万円)となる場合

(3) (特別) 障害者控除の対象となる人の障害の程度(等級)等に変動があった場合(障害の程度等に変動があり、特別障害者から障害者になる場合又は障害者から特別障害者になる場合を除きます。)

(例) 身体障害者手帳の交付を受け、前年の申告時には障害の等級が4級であった人について、本年は障害の等級が3級となる場合 なお、身体障害者手帳の交付を受け、前年の申告時には障害の等級が3級であった人について、本年は障害の等級が2級となる場合は、「特別障害者」に該当することとなるため、簡易な申告書を提出することはできません。

(4) 勤労学生控除の適用を受けている場合で、所得の見積額が 75 万円以下であり、かつ、その所得の見積額のうち事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得以外の所得の見積額が 10 万円以下である場合

(例) 勤労学生控除の適用を受ける人の前年の所得の見積額は 60 万円(給与収入 115 万円、懸賞賞金 50 万円)であったが、本年の所得の見積額は 65 万円(給与収入 120 万円)となる場合

問 扶養親族の年齢の変動により、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動があったものとなる(簡易な申告書は提出できない)のは、どのような場合ですか。

〔答〕 扶養親族の年齢の変動により「前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動があった」とされるのは、次のような場合をいいます。

(1) 「控除対象扶養親族」に該当する人の年齢が 70 歳に達し、「老人扶養親族」に該当することとなる場合

(2) 「控除対象扶養親族」に該当する人の年齢が 19 歳に達し、「特定扶養親族」に該当することとなる場合

(3) 「特定扶養親族」に該当する人の年齢が 23 歳に達し、「特定扶養親族」に該当しない「控除対象扶養親族」に該当することとなる場合

(4) 「年少扶養親族」に該当する人の年齢が 16 歳に達し、「控除対象扶養親族」に該当することとなる場合

(5) 国外居住親族について扶養控除の適用を受けている場合で、その国外居住親族の年齢の変動により、扶養控除の適用要件である年齢等の区分が変わる場合

問 前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項の異動の有無を従業員に確認してもらう方法について具体的に教えてください。

〔答〕 扶養控除等申告書の提出に当たり、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項からの異動の有無を従業員の方に確認してもらう方法としては、例えば、システム等を利用して前年に提出を受けた扶養控除等申告書の申告データを従業員の方に確認してもらう方法、前年に提出を受けた扶養控除等申告書の写しを従業員の方に交付して確認してもらう方法などがあります。

なお、連年簡易な申告書を提出している従業員の方には、その従業員の方から最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の記載内容から異動がないかを確認してもらう必要があります。

簡易な申告書の記載方法等

問 簡易な申告書の記載方法を教えてください。

〔答〕 簡易な申告書を提出する人本人の氏名、住所又は居所及びマイナンバー（個人番号）を記載の上、前年に提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない旨を余白に記載する等して提出してください。

なお、給与等の支払者が、扶養控除等申告書に記載すべき従業員の方等のマイナンバー（個人番号）など、所定の事項を記載した帳簿を備えているときは、そのマイナンバー（個人番号）の記載をしなくてよいこととされています。

年の途中の異動

問 年の当初に簡易な申告書を提出していましたが、その後、年の途中で異動があった場合の手続を教えてください。

〔答〕 簡易な申告書を提出した後、控除対象扶養親族の数に異動があった場合など、年の途中で申告内容に異動があった場合には、その都度給与等の支払者へ異動申告書を提出する必要があります。

この場合、給与等の支払者は、通常、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容を基に源泉徴収事務を行うこととなりますので、従業員の方から異動申告書を提出してもらう際は、給与等の支払者の実務に応じて、効率的に源泉徴収事務が行える記載方法で提出を受けていただくことをおすすめします。

（異動申告書の記載方法の例）

- ① 異動月日及び異動事由を明らかにした上で該当する全ての事項を記載してもらう方法
- ② 給与等の支払者のシステム対応等の状況に応じて、異動があった事項だけを記載してもらう方法

給与等の支払者の源泉徴収事務に関する事項

問 簡易な申告書はいつまで保存する必要がありますか。

〔答〕 簡易な申告書は、その提出期限（毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日）の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存する必要があります。

なお、通常、前年に提出を受けた扶養控除等申告書の記載内容から異動がないかは、この保存している扶養控除等申告書により確認することとなりますので、連年簡易な申告書の提出を受けたような場合には、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書の内容が把握できるようにしておく必要があります。

問 簡易な申告書の提出を受けた場合、源泉徴収票の「配偶者の合計所得」欄はどのように記載したらよいですか。

〔答〕 簡易な申告書を提出した人の源泉徴収票の「配偶者の合計所得」欄は、その年の「配偶者控除等申告書」を基に記載してください。

なお、簡易な申告書を提出していた従業員の方から、退職等の理由により「配偶者控除等申告書」の提出を受けられなかった場合の源泉徴収票の「配偶者の合計所得」欄は、最後に提出を受けた簡易な申告書以外の扶養控除等申告書に記載されている源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」欄を基に記載してください